

社会保険労務士による

産休・育休 相談

給付金は
誰でももらえるの？

ネットの情報
自分にも
当てはまる？

前回と同じように
考えて大丈夫？

知っていれば…と
後悔したくない



心配を安心に

夫婦で育休
なにに気をつける？

全部まるっと
教えてほしい！

会社から説明がない…
相談できる人
いないかな？

仕事と両立
どんな制度が
利用できる？

きんば社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 金馬ゆかり

お申し込み方法

① HP <https://kmb-sroffice.com>
産休・育休相談 <個人のお客様 お問い合わせ>より

② メール kimba@kmbsoffice.onmicrosoft.com

- ① 件名 「産休・育休 お問い合わせ 個人」
- ② 本文に「お名前とお電話番号」を明記の上送信ください



ご相談日 月～木・土 1回 1時間 オンライン または 対面